

広島県告示第六百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定によって、次の介護老人保健施設から廃止の届出があつた。

平成二十一年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

開設者の名称	名 称	所 在 地	廃止年月日
東広島市	東広島市介護老人保健施設もみじ園	東広島市黒瀬町乃美尾五五番地一	平成二十一年三月三十一日